

発議案第 5 号

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和 8 年度政府
予算に係る意見書について

地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に対し、ゆたかな学びの実現・教
職員定数改善をはかるための、令和 8 年度政府予算に係る意見書を別紙のとおり提出
するものとする。

令和 7 年10月 1 日提出

提出者 北上市議会教育民生常任委員会
委員長 星 敦 子

提案理由

令和 8 年度政府予算において、少人数学級について検討、教職員定数改善の推進、
学級編成基準の弾力的運用の実施ができるよう加配定数の削減を行わないこと及び地
方財源における教育予算の確保を国の責任において行うことを求めるため、国及び政
府関係機関に対し意見書を提出しようとするものである。

ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、令和８年度政府
予算に係る意見書

学級編成基準は、岩手県内では国に先立って令和元年度から公立の小学校及び中学校は35人の学級編成となりましたが、教職員の負担軽減のためには更なる引き下げが必要です。また、高等学校の学級編成基準については40人のまま引き下げに至っていないことから、引き下げが必要です。

子どもたちの抱える問題が多様化する状況下において、貧困・いじめ・不登校・ヤングケアラー・性の不一致・保護者への対応等、学校現場で解決すべき課題も多様化し、よりきめ細やかな指導や対応が学校現場では必要とされていることで、依然として教職員の長時間労働の是正は進んでおりません。

児童生徒のゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教職員の増員や少数職種への配置増等が必要であり、そのためには教職員定数の改善が不可欠です。

教育の質の維持向上に必要な教職員確保に向け、自治体において国が定める標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」が実施できるようにするため、加配定数の削減を行わないことが不可欠です。

教育予算については、自治体によっては独自財源で人的措置等を行っている自治体もありますが、岩手県では県単独予算により教員配置は講じられていないなど、自治体の財政状況により義務教育に格差が生じています。義務教育を保障するため国の責任において定数改善を含めた地方自治体の教育予算の確保は不可欠です。

よって、国及び政府関係機関に対し、令和８年度政府予算編成において次の事項を実現するよう強く求めます。

記

- 1 さらなる学級編成基準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種の配置増等、教職員定数改善を推進すること。
- 3 自治体での国の基準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配定数の削減は行わないこと。
- 4 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源における教育予算の確保を、国の責任において行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和 7 年10月 1 日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

文部科学大臣

財務大臣

総務大臣